

第63回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

エスペック株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.espec.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

ESPEC NORTH AMERICA, INC.

(注) 1. 当連結会計年度より、愛ス佩クテスト科技（上海）有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

2. 当連結会計年度より、平成27年12月28日付けで全株式を取得したQUALMARK CORPORATIONおよびその子会社Real Chambers Corporationを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

(2) 持分法適用の関連会社の数 なし

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. 他）は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が12月31日のESPEC NORTH AMERICA, INC.、上海愛ス佩ク環境設備有限公司、愛ス佩ク環境儀器（上海）有限公司、愛ス佩クテスト科技（上海）有限公司、愛ス佩ク試験儀器（広東）有限公司、ESPEC（CHINA）LIMITED、ESPEC KOREA CORP.、QUALMARK CORPORATIONおよびReal Chambers Corporationは、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法によっております。

(ハ) たな卸資産

仕掛品は主として個別法による、その他のたな卸資産は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- (ニ) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。
- (ホ) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。
- (ヘ) 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議しておりますが、現任役員の役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。

(ニ) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度および平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は16百万円の増加、再評価に係る繰延税金負債が28百万円減少、その他有価証券評価差額金が9百万円増加、土地再評価差額金が28百万円増加、法人税等調整額が20百万円増加しております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

信託型従業員持株インセンティブ・プランは、エスペック従業員持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。信託型従業員持株インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「エスペック従業員持株会専用信託口」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、平成27年2月以降3年間にわたりエスペック従業員持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得いたします。その

後は、従持信託からエスベック従業員持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

当社株式の取得および処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、当社と従持信託は一体であるとする会計処理（以下、「総額法」という。）をしております。従って、従持信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結計算書類に含めて計上しております。

当連結会計年度の末日現在の自己株式の帳簿価額および株式数は次のとおりであります。

当連結会計年度末	
自己株式の帳簿価額	1,090百万円
うち当社所有自己株式の帳簿価額	991百万円
うち従持信託所有自己株式の帳簿価額	99百万円
自己株式数	1,005,514株
うち当社所有自己株式数	922,514株
うち従持信託所有自己株式数	83,000株

また、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は次のとおりであります。

当連結会計年度末	
長期借入金	86百万円

なお、上記会計処理は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告30号 平成27年3月26日）を適用したものであります。

II 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ83百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が258百万円減少しております。

III 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」ならびに流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は94百万円、「電子記録債務」は37百万円であります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金 4百万円

(2) 担保付債務

買掛金 0百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,967百万円

3. 受取手形割引高 6百万円

受取手形裏書譲渡高 4百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づいて事業用土地の再評価を行っております。

(1) 土地の再評価方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。

(2) 再評価を行った年月日

平成14年3月29日

(3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△993百万円

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	23,781		—		—	23,781

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	441百万円	19円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成27年3月31日現在で従持信託が所有する当社株式（自己株式）数158,500株に対する配当金3百万円を含んでおります。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	209百万円	9円	平成27年9月30日	平成27年12月3日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成27年9月30日現在で従持信託が所有する当社株式（自己株式）数117,200株に対する配当金1百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	525百万円	23円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成28年3月31日現在で従持信託が所有する当社株式（自己株式）数83,000株に対する配当金1百万円を含んでおります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金等の金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、外貨建営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

長期借入金は、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う信託口における金融機関からの借入であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	8,299	8,299	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,968	15,968	—
貸倒引当金(*2)	△49	△49	—
	15,919	15,919	—
(3) 電子記録債権	989	989	—
貸倒引当金(*2)	△0	△0	—
	989	989	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,169	4,169	—
(5) 支払手形及び買掛金	(3,540)	(3,540)	—
(6) 電子記録債務	(3,208)	(3,208)	—
(7) 未払法人税等	(581)	(581)	—
(8) 長期借入金	(86)	(86)	—
(9) デリバティブ取引(*3)	3	3	—

*1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

*2 受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、ならびに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	140

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,564円55銭

1株当たり当期純利益 104円75銭

信託型従業員持株インセンティブ・プランによって設定される従持信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として認識しているため、1株当たり当期純利益金額の算定上、当連結会計年度の「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式数を控除して算定しております。また、1株当たり純資産額の算定上、「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」は、当該株式数を控除して算定しております。

なお、当連結会計年度において、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は116,225株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、83,000株であります。

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX その他の注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 QUALMARK CORPORATION (以下「Q社」という)

事業の内容 HALT & HASS 試験機の製造、販売、アフターサービス

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2014年度から2017年度までの中期経営計画「プログレッシブ プラン 2017」において、成長・戦略市場をターゲットとした事業領域の拡大を重要な経営戦略に掲げ、売上拡大を目指しております。

当社が手掛けている環境試験器が、製品の使用環境の再現または使用環境よりも厳しい環境を創造することで、時間経過に伴う劣化故障を検出するのに対して、HALT (Highly Accelerated Limit Test) & HASS (Highly Accelerated Stress Screening) 試験機は、製品の使用限界を超えた高ストレスを製品に付加することで、設計および製造段階における初期不良を検出することを得意としております。これらの装置は、いずれも製品の信頼性向上を進めるうえで必要不可欠なものであります。

米国ベンチャー企業Q社は、HALT & HASS 事業のトップブランドであり、一般的な環境試験よりもはるかに短い時間で製品の故障を検出する加速試験に関する独自のノウハウを有しております。

このたびのQ社の完全子会社化により、加速試験の分野を充実させることで、高まるお客さまの製品開発の効率化のニーズにお応えしてまいります。

※HALT & HASS とは、1980年代にアメリカで考案された設計品質を向上させるための試験・検査方法であ

り、欧米を中心に航空機、自動車およびエレクトロニクス分野で採用されています。2013年には、HALT を含む試験方法が国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）により、IEC-62506に採択されました。HALT とは、設計段階の製品に対し、製品が壊れるまで高ストレスを加え、製品に内在している欠陥や弱点を短時間で明らかにする試験であります。HALT で得られた結果を解析し、設計に反映することを繰り返すことで、効率的に設計品質を向上させることができます。HASS とは、製品出荷後に発生するかもしれない初期不良を生産段階で発見するためのスクリーニングの方法であります。HASS で使用するストレスは、HALT で得られた動作限界に基づき設定いたします。

(3) 企業結合日

平成27年12月28日

(4) 企業結合の法的形式

米国の企業再編法制に基づく逆三角合併による買収

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、Q社の全株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	1,500百万円
-------	----	----------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれん

706百万円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法および償却期間

10年間で均等償却いたします。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 製品・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。製品の一部で個別法を採っております。
 - (ロ) 仕掛品 個別原価計算手続きに基づく個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15年～50年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 投資その他の資産（長期前払費用） 法人税法に規定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - (3) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。
 - (4) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。
 - (5) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は9百万円増加、再評価に係る繰延税金負債が28百万円減少、その他有価証券評価差額金が9百万円増加、土地再評価差額金が28百万円増加、法人税等調整額が18百万円増加しております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

信託型従業員持株インセンティブ・プランに関する注記については、連結計算書類の連結注記表（追加情報）と同一の内容であるため、注記を省略しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

III 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は44百万円であります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,376百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,388百万円
長期金銭債権	525百万円
短期金銭債務	165百万円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づいて事業用土地の再評価を行っております。

(1) 土地の再評価方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。

(2) 再評価を行った年月日

平成14年3月29日

(3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△993百万円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

 売上高 3,284百万円

 仕入高等 1,126百万円

営業取引以外の取引高 273百万円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	680,455	400,559		75,500		1,005,514

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 559株
取締役会の決議による増加 400,000株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

従持信託からエスベック従業員持株会への譲渡による減少 75,500株

なお、従持信託が所有する当社株式を自己株式数に含めており、当事業年度末現在において従持信託が所有する当社株式(自己株式)数は83,000株であります。

平成28年6月24日開催定時株主総会決議予定による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成28年3月31日現在で「従持信託」が所有する当社株式(自己株式)83,000株に対する配当金1百万円を含んでおります。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払社会保険料	17百万円
賞与引当金	120百万円
製品保証引当金	76百万円
未払事業税	45百万円
投資有価証券評価損	168百万円
資産除去債務	16百万円
減損損失	23百万円
減価償却限度超過額	17百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	551百万円
評価性引当額	△197百万円
繰延税金資産合計	353百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務	3百万円
前払年金費用	98百万円
その他有価証券評価差額金	180百万円
繰延税金負債合計	282百万円
繰延税金資産の純額	70百万円

上記以外に土地の再評価に係る繰延税金資産および負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

(再評価に係る繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	573百万円
評価性引当額	△573百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円

(再評価に係る繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	535百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	535百万円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ESPEC (CHINA) LIMITED	所有 直接 100%	役員の兼任 資金援助	資金の貸付 (注1)	273	その他流動資産 関係会社長期貸付金	707 505
				利息の受取 (注1)	9	その他流動資産	2
子 会 社	愛斯佩克環境 儀器 (上海) 有 限 公 司	所有 間接 100%	役員の兼任 当社製品の 販売	製品の販売 (注2)	1,134	売 掛 金	458

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ESPEC (CHINA) LIMITED に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 愛斯佩克環境儀器 (上海) 有限公司に対する製品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

Ⅹ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,444円07銭
1株当たり当期純利益 94円92銭

信託型従業員持株インセンティブ・プランによって設定される従持信託が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として認識しているため、1株当たり当期純利益金額の算定上、当事業年度の「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式数を控除して算定しております。また、1株当たり純資産額の算定上、「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」は、当該株式数を控除して算定しております。

なお、当事業年度において、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は116,225株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、83,000株であります。

Ⅺ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅻ その他の注記

該当事項はありません。